

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町議会議員 森田 幸子

文 書 質 問 書

京丹波町議会文書質問取扱要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり質問します。

記

質問事項	質問の具体的内容	質問の相手
1 受動喫煙対策について	<p>(1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取り組みは今後も気を抜くことはできない。</p> <p>喫煙は新型コロナウイルス肺炎重症化の最大のリスクといわれている。中国武漢を中心に行われた研究では、喫煙者は人工呼吸器が装着される、あるいは死亡する危険性が非喫煙者の3倍以上になることが明らかになっている。世界保健機構もコロナ感染症対策として、禁煙することを強く推奨する声明を出している。</p> <p>現在の受動喫煙は、単なる受動喫煙ではない。仮に、無症状の感染者が喫煙した場合、肺の中に吸い込んだタバコの煙の粒子とともにウイルスが吐き出される可能性があり、非常に危険となるといわれている。国内はもとより、世界中で多くの人々がコロナで苦しみ、命を落としている今こそ、日本でも本町においても喫煙、受動喫煙対策に取り組まなければならないと考える。</p> <p>公共施設内（公民館も含む）の喫煙場所については、受動喫煙防止措置を取れば、屋外喫煙所は設置可能としているが、「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」という要件について、当該場所が構内にない施設については設置することができない。現在の喫煙場所の再検討を行うべきでは。</p> <p>(2) 違反者には罰則を適用しているが、公共施設管理者においてはどうか。</p> <p>(3) 新庁舎建設工事で喫煙場所設置工事が外された理由は。</p>	<p>町長・教育長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>